

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 津軽森林管理署金木支署油類単価供給契約（金木・喜良市地区）
2. 予 定 数 量 別紙1「単価表」のとおり
3. 契 約 単 価 別紙1「単価表」のとおり
4. 契 約 予 定 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
5. 契 約 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
6. 納 入 場 所 別紙2「仕様書」のとおり
7. 契 約 保 証 金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和7年4月 日

発 注 者 住 所 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
氏 名 分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 印

受 注 者 住 所
氏 名

印

単価表

津軽森林管理署金木支署油類単価供給契約（金木・喜良市地区）

令和 7 年 4 月 日当初契約

品 目	品 質 規 格	予 定 数 量 (L)	単 価 (税抜) (円)	契 約 予 定 金 額 (円)
レギュラー ガソリン	J I S K2202 2号	8,000 L		
灯 油	J I S K2203 1号 (配達)	7,500 L		
小 計	—	15,500 L	—	
消費税	—	—	—	
合 計	—	15,500 L	—	

仕様書

1. 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

品目	品質規格	予定数量	【特記事項】 【納入場所】
レギュラー ガソリン	J I S K2202 2号	8,000L	契約者給油所
灯油 (配達)	J I S K2203 1号	7,500L	津軽森林管理署金木支署 (五所川原市金木町芦野 200-498) 喜良市森林事務所 (五所川原市金木町喜良市弓矢形 23-7)
合計		15,500L	

2. 給油方法

- (1) ガソリンは、事業者所有の給油施設（ただし、セルフ給油方式の給油施設は不可とする。）において車両または携行缶等へ供給する店頭渡しによるものとする。
- (2) 灯油は、官署等に設置しているホームタンク等への配達によるものとする。

3. 予定数量の異動

発注者の都合による契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

4. 納品確認

- (1) 受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。
- (2) 発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名し、受注者にその受領書を交付するものとする。
- (3) 前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。
ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名がないものは無効とする。

5. 検査及び代金の請求

- (1) 受注者は、月ごとの給油数量をとりまとめ、納品伝票を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を書面で発注者に請求するものとする。
ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

6. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

7. 契約単価の変動による変更契約

その月の第3週の一般小売価格又は石油製品小売市況調査（以下「週次調査等」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査等の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。